

ゴルフ会員権の時価の下落

ゴルフ会員権相場は大きく下落し、経営破綻状態にあるゴルフ場も数多くあります。価格が下落したり、それを売却した場合のゴルフ会員権の会計と税務のとり扱いは、つぎのとおりです。

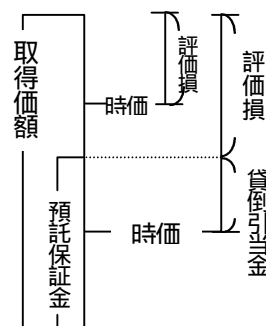
1. 預託金方式会員権

法人所有のゴルフ会員権

1. 公開会社・商法大会社の会計上の処理

- 1) つぎの要件に該当すれば、評価損を計上します。
 - (1) 会員権の時価が著しく下落し、回復の見込がない。
 - (2) 時価のないものは、会員権発行会社の財政状態の著しい悪化
- 2) 預託保証金の回収可能性に疑義がある場合は貸倒引当金

* 中小会社の場合は強制適用されていません。



2. 税務上の処理

- 1) 預託金の評価損は、税務上損金と認められません。
- 2) 退会届出書を提出するなどにより預託金が返還請求権になり、債権化された場合は、貸倒引当金の設定対象となります。
- 3) ゴルフ場経営主体が民事再生・会社更生法を申請した場合の貸倒引当金処理
 - (1) 再生・更生手続申立て時 債権の 50 %
 - (2) 再生・更生計画認可時 債権切捨額は貸倒損失。
5年以内に弁済されない金額は貸倒引当金。

個人所有のゴルフ会員権

1. 譲渡した場合

ゴルフ会員権の譲渡は、総合課税の譲渡所得となります。譲渡損失が発生した場合、給与所得など他の所得と損益通算できます。

2. 倒産した場合

ゴルフ会員権の消滅による損失は、所得税では考慮されません。ゴルフ場の倒産などにより、プレー権がなくなってしまった後での譲渡損失は、給与所得など他の所得と損益通算できません。

2. 法人所有の株式方式会員権

1) 会計上の処理

- 1. 1.1) の要件に該当すれば、評価損を計上します。株式方式の場合、貸倒引当金の設定対象とはなりません。

2) 税務上の処理

- つぎの要件に該当すれば、評価損は認められます。
 - (1) 会員権発行法人の 1 株当り純資産価額が 50 % 低下したり、再生計画認可決定などがあったことにより、時価が簿価より 50 % 以上下回り、近い将来価額の回復が見込まれないこと。
 - (2) 会社更生法・民事再生法の適用により評価換えの必要が生じたこと。